

「中央卸売市場再整備基本方針検討支援業務」委託仕様書

1. 業務名

中央卸売市場再整備基本方針検討支援業務

2. 事業期間

契約締結日から令和8年3月27日(金)まで

3. 事業目的

沖縄県中央卸売市場は県内の生鮮食料品の円滑な流通を確保する拠点及び生産者の出荷先として第一次産業を支える重要な役割を担っている。

コールドチェーン化の推進、衛生管理の高度化を含め、近年の流通環境の変化に対応した機能強化に取り組むとともに、再整備を含めた老朽化に伴う各種対策に取り組んでいくため令和元年度から令和5年度に各種調査を実施し、令和6年度に民間事業者から再整備案の公募を実施し、対話事業者を選定した。

本業務は、対話事業者の提案を踏まえ、再整備に関する市場関係者意見のとりまとめ、合意形成を図るとともに、対話事業者との調整や再整備に向けた課題の整理、解決策を検討するなど、再整備基本方針の検討を支援することを目的とする。

4. 委託業務内容

中央卸売市場再整備基本方針の検討にあたり、行財政分野に加え、金融・法務（官民連携事業スキーム）及び技術（都市計画及び地方計画、建築）分野、情報（情報環境の最適設計）分野並びに不動産（事業用不動産の投資・開発・運用）分野の専門知識やノウハウを活用・統合し、対話事業者との協議にあたり、必要な情報の収集・整理・分析を行うとともに、県に対する支援や補助を行うものとする。

（１）市場関係者の意見とりまとめ

令和6年度に対話事業者から提案された再整備案も踏まえ、再整備に向けた市場部分の整備内容（整備面積、配置、必要施設、機能等）、工事期間、期間中の営業方法、使用料、整備後の運用等について、再整備基本方針へ反映することを念頭に意見をとりまとめ、合意形成を図ること。

主な業務内容：ア 市場関係者への聞き取り、アンケート

イ 対話事業者の提案内容についての市場関係者の理解促進

ウ 市場関係者の合意形成に向けた支援

エ 専門家からの意見聴取 など

（２）対話事業者と県の調整に対する支援

再整備の実現可能性を高めるため、市場関係者との調整を図りながら、各対話事業者とそれぞれ3回の対話を行う。

主な業務内容：ア 対話事業者が事業を実施するにあたり整理が必要な事項の洗い出し

イ 対話事業者が報告書を作成するために必要な情報の提供

ウ 対話事業者と県との対話の補助

エ 対話事業者が提出する報告書の内容調整、精査 など

(3) 再整備の実現に向けた課題の洗い出し、解決策の検討

次年度以降に作成する要求水準書への記載も視野に入れ、再整備に向けて想定される課題の整理、解決策を検討する。

主な業務内容：ア 想定されるリスクの整理及び分担案の検討
イ 要求水準書への記載内容案の整理
ウ 施設の整備及び運営コスト削減に向けた検討
エ 既存施設の活用、撤去に関する検討 など

(4) 再整備基本方針（案）の策定

これまでの調査・検討も踏まえ、必要な施設の規模や機能等について検討し、再整備を実施する際の方向性を示すことを目的として再整備基本方針（案）を策定する。

主な業務内容：ア 記載内容の検討
イ 専門家意見の聴取 など

(5) その他

民間資金の活用による再整備の実現可能性を高めるために必要な取組を支援する。

主な業務内容：ア 市場整備の水準検討の参考とするための他市場の運用状況（衛生管理レベル、施設の運用など）に関する資料の作成
イ 市場関係者の経営改善に資する取組の検討
ウ 活用可能な補助金の洗い出し など

5. 打合せ及び記録等

受託者は、本業務の履行に際し発注者と打合せを行い、これに必要な資料は、原則として受託者の責任と費用において作成する。

打合せは、本業務の契約締結後に行う初回の打合せを除き、月に1回程度を目安として定例的に行う他、発注者又は受注者において臨時に行う必要があると判断した場合、発注者又は受注者からの要請に基づき、適宜実施するものとする。

① 打合せにおける受託者の役割等について

打合せは受託者において、日程調整、会場の確保、調整事項の設定、記録書の作成を行うこと。

また、受託者はその内容を記録した記録書の写しを次回打合せ時まで発注者へ提出し、確認を受ける他、本業務完了時においては、全ての打合せ記録書を成果品の一部として提出するものとする。

なお、打合せ記録書の程度は、議事要旨程度を見込み、録音の書き起こしを要するような、発言者及び発言内容を逐一記録した内容を求めるものではない。

② 打合せの内容について

打合せ内容については以下の項目を基本としつつ、必要に応じ、委託者及び受託者が追加設定することとする。

- 1) 本業務の進捗報告
- 2) 今後のスケジュール
- 3) 直近の調整事項
- 4) その他必要事項

6. 中央卸売市場再整備基本方針策定支援業務

印刷物及び電子ファイルで納入することとし、概要編、本編の2部構成からなる中央卸売市場再整備基本方針策定支援業務報告書（以下「報告書」という。）を作成すること。

報告書の体裁等は、以下の（１）から（５）までのとおりとすること。

- （１）版型は、A4版左綴じ、両面印刷を基本とする。
- （２）印刷は、ワープロ等で鮮明なものとし、カラー印刷も可能とする。
- （３）概要編は10頁程度で構成し、取組の概要を簡潔にまとめること。また、取組の様子等がわかるよう、文章だけでなく、写真や図等も含めること。
- （４）本編の体裁及び分量は自由とするが、写真や図等で分量を多く割くことは控えること。
- （５）電子ファイルについては、以下の①及び②の両方の形式で保存するものとする。なお、提出に当たっては、全ての電子ファイルを1枚の媒体（CD、DVD等）に集約すること。

① Microsoft Word 2010、Excel 2010、Power Point 2010 で編集可能なファイル形式（上記ソフトウェアの以前のバージョンで作成したもの）

② PDF 形式(Adobe Reader にて閲覧可能な形式)

（６）報告物に関する留意事項

報告物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

- ① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
- ② PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- ③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

7. 予算額

（１） 委託上限額

提案にあたっては、30,018,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

（２） 積算の費目は、次のとおりとする。

- ① 人件費
- ② 報償費
- ③ 旅費

- ④ 消耗品費
- ⑤ 印刷製本費
- ⑥ 再委託費
- ⑦ 一般管理費（「人件費＋直接経費－再委託」の10%以内）
- ⑧ 消費税

その他

（本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に本県が必要と認める経費）

※それぞれ、単価、回数、人数等積算内容が分かるようにすること。

8. 成果物の提出期限及び提出場所

- （１）期限 令和8年3月27日(金)
- （２）場所 沖縄県農林水産部 流通・加工推進課
- （３）部数 ① 委託業務完了報告書（１部）
② 報告書：製本（20部）及び電子ファイル（一式）
③ 精算報告書（１部）

9. 沖縄県 Web サイトへの掲載

県は、本報告書の一部または全部をホームページに掲載できるものとする。受託者は、この点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者の承諾を得る等の作業を行うこと。なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、Web サイトへの掲載用に、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを作成するものとする。

10. 著作権等

本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て委託者である県に帰属するものとする。

11. 再委託の制限

- （１）一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告し、県の承認を得なければならない。ただし、次の簡易な業務については事前の承認を要さない。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 原稿・データの入力及び集計
- ③ 現地調査、聞き取り等

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

12. 個人情報の取扱いについて

- (1) 委託業者は、本業務委託に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託が終了、または解除されたあとにおいても同様とする。
- (2) 委託業者は、本委託業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 委託業者は、本委託業務に関して知り得た個人情報を委託契約の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

13. その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) 実施内容等について、必要に応じて中間報告を提出すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項、又は虚偽が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (4) 本仕様書に記載の業務内容は、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。

14. 留意事項

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与または閲覧可能である。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、議事録や検討委員会資料作成等、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) 本事業の実施に当たっては、適宜、県との協議を踏まえ実施する。